

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

また、地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであること。

2. 都市自治体の基金については、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて積み立てているものであり、地方の基金残高の増加をもって地方財源を削減しないこと。

3. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。

4. 国の経済対策による各種給付金の給付など、国の責任で行われるべき事業の実施や新たな制度の創設または見直しに当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に「国と地方の協議の場」等で十分な協議を行うとともに、事務費を含め必要な財源を確実に確保すること。

また、地方に事務手続上の過大な負担が生じることをないようにすること。

5. 低所得者支援及び定額減税補足給付金の給付等に当たっては、確実かつ円滑な実施が可能となるよう、システム改修、事務の増大等に対する十分な財政措置や事務負担の軽減など、必要な措置を講じること。

6. 現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、地域の実情に応じた幅広い対策を継続的かつ機動的に講じることができるよう、今後の経済状況等を踏まえつつ、十分な地方財源を確保すること。

また、都市自治体が必要な対策を適正な事業期間で円滑かつ効果的に実施できるように、弾力的な運用や事務負担の軽減など、必要な措置を講じること。